

2024年度勤務・賃金等の一部改正について

- 1 配偶者の定義の拡大
婚姻の届け出や性別にかかわらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものについては、配偶者として取り扱う。2024年4月1日から実施。
- 2 就業エリア限定制度に係わる就業エリアの追加
就業エリアに、東京エリアを追加する。2024年10月1日から実施。
- 3 日勤2種の見直し
現行の日勤2種を日勤2種1形とし、2形及び3形を新設する。
2024年7月1日から実施。
- 4 年休付与に係わる出勤率の算定における出勤日数の取扱いの見直しについて
年休付与に係わる出勤率を算定する場合、私傷病による欠勤、病気休職、公職による欠勤及び公職休職の期間を出勤日数として取り扱う。
2024年4月1日から実施。
- 5 時間単位の年次有給休暇の対象者の拡大
短時間勤務の適用を受ける乗務員が、短時間行路に乗務する場合に、乗務時間
便乗時間、整理時間、折り返し時間、付加時間及びその他時間以外の労働時間について時間単位年休を使用できるものとする。2024年4月1日から実施。
- 6 育児を行なうための勤務措置の対象者の見直し
- 7 養育休暇の使用単位の見直し
- 8 職務手当の支払い対象の拡大
- 9 嘱託再雇用社員の短日数制の選択時期の見直し
嘱託再雇用社員の短日数制の選択時期について、雇用契約更新時及び10月とする。
2024年10月1日から実施。
- 10 嘱託再雇用社員の慰労金の見直し
嘱託再雇用社員の慰労金の支払額について、在籍期間における休職期間等にかかわらず、300,000円とする。2024年4月1日から実施。
- 11 不妊治療支援金の新設について
- 12 持家推進に係わる福利厚生制度の見直し
- 13 帰省等交通費の拡大